

平成22年6月1日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2007 ～ 2009  
 課題番号：19791671  
 研究課題名（和文）患者情報の収集のあり方に関する研究—自己情報コントロール権に関する尺度開発  
 研究課題名（英文）Patients perceptions to provide to personal information for nurses -Instrument development to the right of information control -

研究代表者  
 夏目 美貴子（NATSUME MIKIKO）  
 中部大学・看護実習センター・助手  
 研究者番号：60434578

研究成果の概要（和文）：多くの患者は医療従事者に対して抵抗感なく自身の情報を提供しており、全ての医療従事者で共有してよいと考えている現状が明らかになった。患者は自身の情報プライバシーについて強く意識していないが、今後患者の意識が高まっていくことが予測され、患者の情報プライバシーに配慮できる看護職の育成が急務である。全国の看護系大学について調査したが、情報プライバシーについて教育されている大学が約1/3にすぎず、今後どのように教育していくかを検討していく必要があると考えられた。

研究成果の概要（英文）：

It,s become clearly that Many patients felt no resistance to provide their personal information for healthcare professionals. It is forecast that the patient's consideration will rise in the future, and the promotion of nursing to be able to consider patient's information privacy is a pressing need though the patient doesn't strongly consider own information privacy. The nursing university educated about the information privacy was about 1/3, and it was thought that it was necessary to examine how to be going to educate in the future though a nursing university in the whole country was investigated.

交付決定額

（金額単位：円）

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 30,167    | 0       | 30,167    |
| 2008年度 | 769,833   | 230,949 | 1,000,782 |
| 2009年度 | 900,000   | 270,000 | 1,170,000 |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 1,700,000 | 500,949 | 2,200,949 |

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・基礎看護学

キーワード：情報プライバシー・看護基礎教育・情報倫理・情報収集

#### 1. 研究開始当初の背景

平成17年4月に個人情報保護法が全面施行され、日本人全般に個人情報の保護に関す

る意識の高まりを見せていた。同時に医療の分野では、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラ

イン」が公布され、各医療機関が「個人情報保護の指針」等を掲示するなどの対応をとった。しかし細部の対応の仕方について、混乱している時期であった。例えば警察からの問い合わせに対応してはいけない、外来で名前を呼び出してはいけない、病室に名前を出してはいけないというような正しい理解ではないことからの過剰反応が市中の病院では生じていた（現在は、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関する Q&A 事例集などの書類が公布されたこともあり、混乱なく運用されている状況である）。一人ひとりの看護師が、そのように対応することが必要であるかを多くの看護職が探求しているところであった。

## 2. 研究の目的

患者の繊細な情報を取り扱う看護職が、患者の情報プライバシーについて十分な配慮ができるようになるために、患者の意識を明らかにするとともに、現状の行われている看護基礎を明らかにすることにより、今後必要な具体策を検討することである。

## 3. 研究の方法

患者が自身の情報を看護者に提供する際に、どのように感じているかということについては、患者に対して自記式質問紙調査を行い、統計的な処理により、量的な検討を行った。また、看護基礎教育の現状に関する調査については、記載内容の意味を抽出し、単純集計および内容分析の手法に準じて整理をした。

## 4. 研究成果

研究目的の達成のために、まず患者が看護師に情報を提供する際の、患者の意識とそれに関連する要因を明らかにすることをめざした研究を行った。4 都道府県の 300 床以上

の病院の入院患者に対して、自記式質問紙調査を行った。調査項目は、文献検索および患者への面接（平成 17 年に実施）で得られた「入院時に通常看護職が聴取する 22 項目の情報」について、今回の入院で自身の情報を看護職に提供する際に、どの程度の抵抗感を感じているか（非常に提供がある、から全く抵抗がないまでの 5 件法）、また提供した情報の共有の範囲を病院内の職種でどのよのどの範囲（どの職種で共有すると考えるかの選択）と考えているかである。またそれに関連する要因として既存の尺度として相互独立性－相互協調性自己観尺度（2000 高田）についての調査を行った。調査期間は 2008 年 9 月～11 月であった。3 都道府県 8 病院の入院患者から回答を得て、回答数は 275（回収率 29.8%）であった。結果は多くの患者が、自身の情報について看護職に提供する際にほとんどの項目について全く抵抗感がない、もしくは抵抗感がないと回答した。自身の情報について、共有の範囲を「自分に直接かわる医療従事者」と考える患者が多く、医療従事者の職種による相違はなかった。このことから、提供した情報をどのような目的でどのような職種が利用するかよりも、援助を受ける関係性を重視して情報提供していることが伺えた。これらの結果は、患者の入院病院の地域・入院病院の規模・性別などの患者属性による有意差はなく、患者の基本属性は影響していないことが明らかになった。また、基準関連妥当性のための既存の尺度である相互独立性－相互協調性自己観尺度（2000 高田）から、他者との関係性に関心や配慮が高いと、自身の情報に関する共有の範囲を広く考えており、医療従事者には援助を受けるという意識がより高く働くために、情報の共有に抵抗が少ないことが推測された。このような現状に合致した情報収集・情報共有のあ

り方をさらに検討していく必要性が示唆された。

更に、この結果に関しては、日本人の集団のつながりを大切にする文化的な側面や、お任せ医療に見られるような医療に対する姿勢も関連していると考えられたため、その視点からの考察を加え、現在英文誌に投稿中である。

このことから、現状では患者は医療従事者が自身の情報を利用することに関して、自己情報コントロール権についてあまり強く認識しておらず、看護職が患者の繊細な情報を容易に入手・利用できる立場にいることが現状であるといえる。しかし、今後情報プライバシーに関する意識がさらに高まっていくことが予測され、患者が情報を提供してくれるのが当然という意識でいると情報プライバシーに関する侵害が起こる危険性がある。しかし、勤務している看護職への調査からは、電子カルテの目的外閲覧があることやそのことに関する意識が低いことを示す先行研究もある。看護基礎教育の学生に対しては守秘義務だけを教育するのではなく、患者の情報の取り扱いの主体は患者自身であり、常に説明と同意を与えることができる看護職、即ち情報プライバシーについて配慮できる看護職の育成が必要であることが示唆された。

そのため、次に現状の看護系大学での看護基礎教育では、「情報プライバシー」について何をどのように教育されているのかを明らかにする目的で研究を行った。全国の看護系大学全 180 校の平成 21 年度版のシラバスを文書にて目的を説明して提供を依頼した。提供が得られなかった大学で WEB 上にてシラバスを公開しているものについてはそれを閲覧した。そのシラバスの全科目の授業内容の記載について分析した。まず授業内容の中

の、「情報プライバシー」というキーワードの有無を確認した。このキーワードの記載がなかった場合には、情報プライバシーを含む可能性があると考えられる内容の記載の有無を確認した。129 校分のシラバスを入手し必要な検索ができなかったものを除き 101 校を分析対象とした。授業内容に「情報プライバシー」という記載がある大学は存在しなかった。情報プライバシーを含む可能性のあるテーマ、講義内容として、「情報倫理」「個人情報保護」「個人情報保護法」「プライバシー」などを調べたところ、これらについては 45 校に記載があり、このうち 37 校 (36.6%) で情報プライバシーを含む教育がされている可能性が示唆された。なお、科目名は看護情報学が 14 校と一番多く、看護倫理学、情報科学等でも教育されていた。選択科目が 18 校、必修科目が 19 校、対象学年は 2 年次が 16 校であった。情報プライバシーが、科目の授業内容の主たるテーマにはなっていない現状が明らかになった。また、他のテーマとの関連で教育されている可能性のある大学は約 3 分の 1 にすぎず、その科目も約半数が選択科目であり、多くの看護学生は情報プライバシーについて教育されていない現状が窺えた。今後、教育の実態について具体的に調査を進めるとともに、どのような教育することで患者の情報を情報プライバシーに配慮できる看護職を育成することができるかを検討し、教育内容と教育方法に関する指針を作成することが必要であることが示唆された。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

1. 夏目美貴子、太田勝正、自己情報コントロール権に関する入院患者の認識について

での調査, 医療情報学, 27(6), 501-510,  
2008. 査読有

[学会発表] (計2件)

1. 夏目美貴子, 患者の情報共有に関する意識とそれに関連する要因, 第11回日本看護医療学会学術集会, 2009年10月3日 アストプラザ (三重県津市)
2. 夏目美貴子. 太田勝正, 受け持ち看護師による情報収集の際の患者の抵抗感について, 第33回日本看護研究学会学術集会, 2007年7月28日 いわて県民情報交流センター (岩手県盛岡市)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

夏目 美貴子 (NATSUME MIKIKO)  
中部大学・看護実習センター・助手  
研究者番号: 60434578

### (2) 研究分担者

無し

### (3) 連携研究者

無し